

## 「申告書の送付について」

今回同封の申告書は、令和7年8月5日時点のデータに基づいて、住民税申告が必要と思われる方（所得不明の方）に対してお送りしています。そのため、行き違いにより確定申告書や住民税申告書をすでにご提出済みの方にもお送りしている場合があります。申告がお済みの方は再度申告していただく必要はありませんので、お送りした申告書は破棄してください。昨年中に収入がなかった方も、下記のとおり影響があるため申告をお勧めします。

なお、申告書記載の「申告期限」を過ぎた場合でもご申告いただけます。

〈住民税の申告により〉

- ◆国民健康保険料や介護保険料、保育所等の保育料等はこの申告に基づいて計算されます。
- ◆金融機関から融資を受ける場合や、勤務先での扶養調査及び社会保険料等で保険の加入・継続のために税証明の提出が必要な場合、申告に基づき証明書を発行いたします。所得額欄に0円と記載のある非課税証明書が必要な場合も住民税の申告が必要です。（申告受付から証明書発行までに通常最短で1週間程度お時間がかかります。）

## 「申告書の記入方法について」

令和6年1月1日から12月31日までの収入が申告の対象になります。

申告書の上に住所・氏名・生年月日・電話番号・令和6年中のご職業・個人番号を記入してください。住所欄には、令和7年1月1日現在、実際に住んでいた住所を記入します。その後転居されている方は、現在の住所もあわせて記入してください。なお、方書のある方は必ず記入してください。

### 1 収入が100万円以下またはなかった方 →申告書裏面の「連絡書」に記入が必要です

○収入が100万円以下の方…表面には該当する収入額を、裏面には連絡書1～9の該当する項目を記入してください。  
○収入がなかった方……………連絡書の1～9の該当する項目に記入してください。

### 2 給与収入があって『令和6年分給与所得の源泉徴収票』をお持ちの方

源泉徴収票を同封のうえ、記載されている収入や控除額について、お送りした申告書の該当する欄に記入してください。記入方法がわからない方は、記入は不要です（ただし、住所・氏名・電話番号・生年月日令和6年中のご職業・個人番号については必ず記入してください）。

### 3 給与収入があって『令和6年分給与所得の源泉徴収票』をお持ちでない方

1月～12月までの収入を裏面の⑤「給与収入のある方で源泉徴収票のない方の記入欄」に各月の収入や合計金額及び勤務先の名称、所在地を記入してください。

### 4 給与収入以外の収入のある方

所得の種類に応じて、裏面の⑥「給与・公的年金以外の収入の内訳」にそれぞれ記入してください。また給与収入以外の収入がある方で必要経費があれば裏面の⑦「給与・公的年金以外の必要経費の内訳」に必ず記入してください。

### 5 各種所得控除がある方

該当する所得控除があれば、表面の③「所得控除」の欄に各控除金額等を記入してください。領収書や証明書等の添付が必要な控除もあります。申告書の半券（表面キリトリ線の右側）を確認のうえ、添付してください。

※医療費控除を申告する方は、住民税申告書の記入に加え、別紙の従来の医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書を提出する必要があります。記載要領をご覧ください。

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/zeikin/jyuminzei-kazei/iryohikojo.html>